ニュースリリース 平成 26年 9月 25日

住宅ローン新規利用者向け「地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度」の取り扱い開始に ついて

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、多様化するお客さまの幅広いニーズにお応えするため、住宅ローン新規利用者向けに「地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度」(以下、「ライフサポート団信」)の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本商品は、従来の3大疾病保障に加え、全ての疾病(精神障害を除く)や傷害を原因とする就業不能状態が3ヵ月を超えて継続した場合に、月々のローン返済額を保障いたします。また、同様の就業不能状態が12ヵ月を越えて継続した場合には、住宅ローン残高全額を保険金としてお支払いするなど、より充実した保障内容となっております。

当行は、今後とも、お客さまのさまざまなニーズにお応えするため、商品の充実を図ってまいります。

記

1. 制度内容

保	険	名	地銀協団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険 (通称:地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度)
対	象 商	品	常陽信用保証㈱保証付き金利選択型住宅ローン ※一部対象にならない商品がございます。
融	資時年	齢	20 歳以上 50 歳以下
完	済時年	齢	75 歳未満
融	資 利	率	適用金利+0.2%

2. 取扱開始日

10月1日(水)

以上

<地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度の概要>

	3	E亡保険金	・保険期間中に死亡したとき
		高度障害	・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害
		保険金	状態になったとき
			・保険期間中に所定の悪性新生物(上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がん
			は除く)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断
		悪性	確定されたとき。ただし以下の場合は保険金を支払わない。
		新生物	① 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき
	3	(がん)	② 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確
	大		定されたとき
お支払ま	疾		③ 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性
	病		新生物の再発・転移等と認められるとき
	保	急性心筋 こうそく	・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こう
	険		そくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた
	金		日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態
事中			(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動で は制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
由			
			・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病 し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて
		脳卒中	60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続
			00 日以上、言語障害、運動大媧、麻痺等の他見的な神経子的後遺症が秘秘したと医師によって診断されたとき
	就		・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能
	業	長期就業	状態(※)となり、その状態が 12 ヵ月(就業不能給付金のお支払事由に該当
	不不	不能保険金	してから9ヵ月)を越えて継続したとき
	能		
	保	就業不能	・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能
	険	ル 果 小能 給付金	状態(※)となり、その状態が3ヵ月を越えて継続したとき(就業不能給付金)
	金	小白 1.1 万穴	は、毎月の約定返済額が9ヵ月を限度として支払われる)
引受	を保険	会社	明治安田生命保険相互会社

※所定の就業不能状態とは以下の「入院」「在宅療養」状態のことを言います。					
「入院」	「在宅療養」				
「病院」または「診療所」への治療を目的とし	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の				
た「入院」をしていること	指示による「在宅療養」をしていること				
▶ 上記の「病院」または「診療所」とは、次の	① 身のまわりのある程度のことはできるが、				
いずれかに該当したものとします。	しばしば介助が必要で、日中の 50%以上				
① 医療法に定める日本国内にある病院また	は就床しており、自力では屋外への外出等				
は患者を収容する施設を有する診療所	がほぼ不可能となったもの				
② 上記①の場合と同等の日本国外にある医	② 身のまわりのこともできず、常に介助を必				
療施設	要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲				
▶ 上記の「入院」とは、医師による治療が必要	がおおむねベッド周辺に限られるもの				
であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、	▶ 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自				
病院または診療所に入り、常に医師の管理下	宅等(病院および診療所以外の場所)で治療、				
において、治療に専念することをいう。	養生に専念することをいう。				

・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険およ び3大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」 裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を 必ずご確認ください。